**令和２年８月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　令和２年８月24日（月）　　　午後２時３分より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　３階　講堂

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、山田譲生涯学習担当課長

　　　　　　　　　　水野琢磨学校教育専任課長

書記：小野真人主幹兼学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

(１)学校の安全管理見直し計画の修正について

牧岡教育長：　　　協議事項(１)学校の安全管理見直し計画の修正について、これは私の方から説明をさせていただきます。資料１をご覧ください。学校の安全管理見直し計画案の②になっていますが、一度、定例会の協議事項で扱っていただいて、決定をしております。その後、これを学校の方に説明して、４月から順次実施をしていく予定でおりました。３月からコロナの関係の対応が続きましてこの計画を学校の方に説明するのが、コロナの方を最優先する形で見送っていました。そこで８月１日からの夏季休業期間中に園長、校長を集めて説明会を開きました。説明したところ学校が実施するという視点で、いろいろなご意見をいただいて、修正する箇所も出てきました。そのようなことで、教育委員さんにお示しをして、もう一度学校の安全管理見直し計画について、ご協議をいただいて、決定したものを学校の方に通知をするということで再度提案をさせていただきたいという風に考えています。資料の説明をします。１ページから６ページはどこを直したではなくそのまま、案として出したものでございます。今日は、７ページ以降に右上に検討用と書かれているこちらをもとに、ご協議をお願いします。変えた部分を線で消したり、色を付けてわかるようにしてありますので、それ以外の部分は前回提案して説明した通りです。なので、変わった部分を中心に説明をします。１番と２番については前回と同様です。３番安全な学校生活に向けた取組(１)については、前回の内容を一度取り消して８ページにあるような内容に変えていただくということになります。８ページの上段(１)、(２)、(３)は色付きの部分が大きく変わっているところです。説明をしますのでご意見をお願いします。まず、(１)学校は校内学校事故防止委員会を設置し学校安全を推進する。前回は、安全点検を実施するとある程度絞られたものになっていたんですが、これについては園長、校長等の意見をふまえて、校内学校事故防止委員会というものを学校安全全体を見つめることができるような組織に学校安全を推進するという文言に変えました。そして、校内学校事故防止委員会が取り扱う内容について、はっきり示した方が園や学校がわかりやすいということがありましたので、⑤に示す内容となっています。１つは学校安全に関するマニュアル等の見直しを行う。２つは、学校安全全般の見直し・改善ということで、各学期ごとにこれを行って、学期ごとで改善した方がいいと話し合って、学期の終わりを目安に年間３回を行うことになりました。１については年間１回の予定です。③これは、ヒヤリ・ハット事例の情報収集及び速やかな情報提供並びに未然防止への対応、ヒヤリ・ハットの事例をそのままにするのではなく、校内学校事故防止委員会が情報収集して、職員に情報提供する。必要なものについては、対応していく、ということになりました。④安全点検結果の集約と改善に向けた速やかな対応ということで、安全点検にはまた後程、定期的な安全点検の結果をキチンと集約して改善に向けた対応をしていくと、安全点検をやりっぱなしではなくて、実際に次への改善に向けてやっていくことになります。⑤次の(３)に示す職員研修等の実施を行うということで、①～⑤を行うことによって学校の中の事故防止の中心的なこの委員会で行っていくという形になりました。それから、(２)については、外部の視点の導入と、いままでは(１)と(２)が１つになっていましたが、(１)が事故防止委員会の内容を明確にする。(２)も新たに項目を立ち上げまして規定しました。(２)学校は、学校安全に対する外部関係者の視点を導入するために、積極的に家庭及び関係団体に情報提供を行い、必要に応じて具体的連携を進める。さらに、定期的に専門的な立場から見直しを行うために消防署等の関係機関の助言を求める。まず、外部関係者の視点を導入していこうということ、そのために情報提供はいろいろな場を通して家庭及び関係団体に情報提供を行っていくと、必要に応じて外部団体と連携を進める、さらに専門的な助言を求める。(３)については、教職員への安全意識・行動にむけた研修ということで、学校安全への意識及び行動の徹底を共有するための研修を実施する。さらに、安全な学習への教職員の意識及び学習を進めるうえでの留意点や技能の向上に向けた研修を実施する。①と②は同一の研修としても実施できる。(４)、(５)、(６)は追加があったため番号がずれたとご理解ください、９ページ以降は、前回は児童のみだったので、園児・児童・生徒に変更しました。○の３番、点検用紙に安全確認の記録及び配慮事項の記載を行うにしました。⑤学校は、作成した手作り教具・教材の保管・補修・整理及び廃棄並びに記録等の管理に必要なことを行う。備品関係は台帳がありますので管理しておりますが、手作りしたものはいつ作ったかわからないので、管理していこうということです。一度、整理をして廃棄すべきものは廃棄、保管すべきものは保管するということになりました。(７)については変更ありません。最後、10ページここについては、９ページの(７)校内安全点検と改善措置の①が安全点検で定期点検、日常点検、臨時点検とありまして、さらに緊急安全点検ということで、緊急に点検が必要な場合について、そのような内容を定めました。②改善措置について、今までのものを整理して、応急措置、園児・児童・生徒への指導、本格的修理の３つに分けたということです。最後、その他の部分では、学校等の事故報告書と重なりがでてしまうので、これを抜かしてヒヤリ・ハット事例としてまとめていくということになりました。まず、８ページの(１)、(２)、(３)についてご質問等あればお願いします。

委員：　　　８ページ１の①のマニュアルは何を指すのでしょうか。

教育長：　　 ７ページ２番の組織的な安全管理体制の見直し・改善に向けてという項目にあります、(１)、(２)の内容をマニュアル等という言葉でまとめています。

　　　委員：　　これらは、各園・学校等にすでに作られてあると。

　　　教育長：　　確認しましたら、ほぼ作られているという状況です。

　　　　委員：　　学校安全計画は膨大な範囲だと思われるのですが。

教育長：　　ご質問にありましたので、明確に示すようにします。ほかにありますか。９ページについて、いかがですか。よろしいでしょうか。10ページの内容についてお願いします。よろしいですか。全体を通してありましたらお願いします。

委員：　　さきほどお話のあった学校事故調査委員会はどういう風に反映されていくのか。

　　　教育長：　　これにつきましては、調査委員会の求めに応じて調査委員会に提出しようと思っています。さらに、全体的な報告書が出た後に、もう一度再検討する。と考えています。最初は調査委員会の報告を待ってからという考えもありましたが、やはり安全というのは待つことはないので、自分たちでできることはやっていこうということで、これが、調査委員会の報告書等をふまえた上でより良いものにしていくことが大切だと思います。

　　　　委員：　　昨年の学校事故が起こったことから見直しが始まっているということで認識しているんですけど、町として見直しを始めるんだという決意が入っているのが必要なのではと。

教育長：　　直接的にその言葉を使うのは控えました。いろいろなその時の気持ちとかきっかけにしてやらなければいけないという気持ちは、盛り込んだつもりですので、始めの内容につきましては、理解していただけるとありがたいです。

　　　委員：　　12ページの生活安全分野に教育活動分野は含まれるのでしょうか。

教育長：　　学校安全資料が出典になっているので、生活安全分野の中に教育安全分野があるとご理解ください。提案させていただいた安全管理見直し計画(案②)についてご承認いただける方は挙手お願いします。

全委員：　　（全員挙手）

教育長：　　全員賛成です。以上をもちまして、協議事項を終わります。では、真鶴町教育委員会８月定例会を終わりにします。ありがとうございました。